

(設置)

第1条 町が保有する公共施設等の配置、維持、更新等について総合的な見地から検討するため、芝山町公共施設等総合管理計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成26年4月22日総務省発)に規定する公共施設、公用施設その他の町が所有する建築物その他の工作物をいう。
- (2) 公共施設等総合管理計画 公共施設等の現状や将来にわたる見通し及び課題について、客観的に把握・分析を行い、町民のニーズに対応した公共施設等の総合かつ計画的な管理(更新、統廃合、長寿命化等)、適正な配置及び財源の確保を実現するために策定する計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針に関する事項
- (2) 公共施設等の再配置に向けた施設類型ごとの方針に関する事項
- (3) その他公共施設等のあり方に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 専門知識を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年間までとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから、町長が指名する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 委員会から指示された事項の調査、検討等の事務
- (2) その他委員会を円滑に運営するために必要な事務

3 作業部会の長は、財政課長をもって充てる。

4 作業部会の部員は、公共施設等を所管する課の職員をもって充てる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第21号)

この条例は、令和6年10月1日から施行する。